口氏世々社司たり、

○末社　日神社　△稲荷社　以上の二社、本社の左にあり、

△月神社　△大田社　△大王社　以上の三社、本社の右にあり、

韓國宇豆峯神社（地頭館より辰方、一里三町、）　上井村、宇豆峯の麓にあり、社家傳に、春日大明神、彦火々出見尊若宮八幡を祭るといふ、（神体三坐の外、同殿に佛像三軀あり、是は近頃曾於邑、止上神社、別當僧源亮房覺運の所安とぞ、）例祭正月元日、二月初午日、九月九日、十一月初午日、延喜式、大隅國、囎唹郡、韓國宇豆峯神社是なり、宇佐記辛國に作る、神社撰集云始め宇豆峯の嶺にあり、謁祭に便りならざるを以て、今の地に遷し祭とか、宇豆峯は、今の社頭より申方、五町許りにある野岡なり、當社に永正元年以來の棟札あり、此所に遷されしは、永正以前なるべし、當社は大隅國五社の一なり、（其四社は、當邑鹿兒島神社、及び大穴持神社、霧山邑宮浦神社、屋久島益救神社とす、是延喜式所載大隅國五坐なり、）宇佐記曰、欽明天皇三十二年、二月癸卯、豐前國、宇佐郡、菱形池上小倉山邊有神、託三歲兒、告異人大神比疑曰、辛國城八流之幡降、（辛國地名、在大隅國曾於郡、）我是日本人王十六代譽田天皇廣幡八幡麿也、是　應神天皇靈を見はし給ふ也、こゝに八流の幡を降されしなり、按に韓國、亦虛國嶽（此嶽は、踊邑に在り、）に同しく、薺之空國の義に似たりといへども然らず此地いにしへ韓國城と號し、韓神に由ありと見ゆ、所祀五十猛命、韓神曾富理神の三坐なるべし、この神、筑紫に在て、或は種樹を掌り、或は韓地に渡楫し、或は韓鄕防禦使となる、興名艸曰、韓神、次曾富理神云々、韓神掌踵素盞嗚尊之武以豫爲韓鄕防禦之備也、曾富理神、曾富理添副之謂、夫韓鄕以滄海分三域、其地隣接于西州、以生鎭邊焉、此神與韓神同掌爲國家守邊要也、式所謂韓神園神是也云々、これを以て